

はじめに

1 元気でくらしよい倉吉について

(1) 市の現状と人材及び住居等の確保

県立美術館開館に向けた連携施策、企業誘致の促進による雇用と定住対策、頻発する豪雨災害・能登半島地震の教訓を踏まえた防災施策の他、子ども世帯などが「暮らしやすい」まちづくり施策を盛り込んだ予算編成ということで、一般会計予算規模342億円、過去最大規模となる令和6年度当初予算案が示された。

来年3月オープンの県立美術館、グッドスマイルカンパニー(河北町)、ホテルルートイン(上井)をはじめ、今回計上されている企業誘致を含めると400人以上の新たな雇用が見込まれている。その元となる人材や住まいについて市としての取組や考えを問う。

問い①

①人材の確保にあたって市としての施策について、関係企業やハローワーク・県などとの協議及び連携はできているのか。多くの業種で人手不足となっている中、(人材の奪い合いでなく)新たな雇用創出策はあるのか。

②人材の確保とともに住む場所の確保が大切。アパートなど一時的な居住の他、移住定住につながる住居の確保が必要。昨年、定住対策として居住取得補助や空家の活用策など以前よりも充実させた施策を市として打ち出した。その実績と効果はどうなっているのか、また、次年度さらなる効果的な移住定住策があるのか問う。

答弁

* 答弁を受けて *

(2) ぐらしよし倉吉プロジェクト

(本年度の取組：プロジェクト推進業務仕様書 来年度に向けて 等)

市報1月号にもぐらしよし倉吉プロジェクトが大々的に取り上げられていた。現状と次年度以降の取組について会派視察等も踏まえて問う。

ぐらしよし倉吉プロジェクトは、本年度関係人口の拡大と地域の雇用創出を目指して、中核人材育成事業、デジタル教育事業、倉吉の魅力発見・データ整備事業、バーチャル倉吉事業の4つの事業を行った。

まず、本年度の取組内容についてプロジェクト推進業務仕様書にそって伺います。

問②

①契約期間：契約日から令和6年3月31日まで 「ただし、次年度以降につながる提案もかとする。」とあるが、これはどういうことか。

②プロジェクトの進捗状況：「プロジェクト推進会議を毎月実施し、プロジェクトの進捗状況を報告すること」とあるが、このことについての実施状況等について問う。

③プロジェクトの情報発信：「・・・デジタル媒体の制作、インフルエンサーの活用、市内会場での成果報告会等を通じて広く発信すること」とあるが説明を加えていただきたい。

④プロジェクトの効果検証：「・・・課題を整理し、検証すること」とあるが、具体的にはどのようなことを行うのか。

答弁

* 答弁を受けて *

問③

令和6年度当初予算にこの事業が令和5年度から令和9年度の事業期間として計上されている。このことについて伺います。

この事業は国の交付金（デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ（横展開型）：3年間、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプⅠ：1年間）を活用して元気なまちを創出する事業である。

①本年度新たに事業展開するものを簡単に説明していただきたい

②事業主体は市であるが、官民協働として行う事業が認定基準となっている。民間（企業）との関係はどうなっているのか。

③事業期間は5年間となっているが、効果検証や事業の提案内容等によって事業継続が難しくなることはないのか。

④この事業を通じて市長が期待されていることを改めて問う。

答弁

* 答弁を受けて *

(3) 議会基本条例と行政の説明

元気な倉吉づくりのためには、行政の取組の見える化や説明責任が大切。議会基本条例制定後、全員協議会や議員懇談会等での行政の説明機会が増えている。本来は、自治基本条例や内部統制などにより自らの責任で説明や見える化を図ることが必要。事例(低所得世帯支援給付金等)も含めこのことについて問う。

問④

①昨年6月議会で議会基本条例を制定した。その中に、「市長等は、議会から政策等に関する資料の提出及び説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。」とあり、条例制定後、保育所再編、余戸谷町市営住宅、県立美術館集いの森、スクールバス事故等について各種会合等において再度、再再度の説明を受けることとなった。本来は、自治基本法や内部統制で行政内でのチェック機能を働かせるべきだと考えるが如何か。

②行政としての情報提供のあり方、「情報を早く適切に市民等に伝える」事が大切。HPでの情報提供について多くの議員が指摘しているとおおり、この原則がきちんと出来ていないケースがある。業務としてはきちんと出来ていることがほとんどであるだけに残念。現在給付されている(された)、低所得世帯への給付事業にでも間違った情報提供、情報提供の遅れが有り、市民の方からも指摘を受けた。このことについて説明をお願いします。

③昨年12月議会で「ガバナンス機能の強化・情報発信」について質問をしたが、このことについてきちんとしたルール化、徹底が必要だと考えるが如何か。

答弁

* 答弁を受けて *

2 ごみ処理（倉吉市と中部地区全体の取組）について

(1) 鳥取県中部地区内ごみ処理基本計画

ごみ処理等や観光、福祉等は広域的な取組が必要となっている。今回はごみ処理(特に生ごみやプラスチックごみ等)に関わって広域行政と構成団体である市の取組について問う。鳥取中部ふるさと広域連合のHPには、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定しました!『倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町及び鳥取中部ふるさと広域連合は、「鳥取県中部地区内一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定致しました。計画では、「ごみ排出量の削減」、「リサイクル率の向上」、「最終処分率の維持」を目標に掲げ、処理の基本方針及び取組施策を定めております。』となっている。

問い⑤

①鳥取中部ふるさと広域連合と構成団体である倉吉市等のごみ処理に関わっての話し合いはもたれているとのことだが、どのような内容なのか問う。

②ごみ処理基本計画の取組施策が22項目ある。重点取組として5つ「生ごみ減量化・食品ロス削減の推進、使用済みプラスチック類削減の推進、ごみ分別・適正排出の徹底、高齢者のごみ出し支援制度の検討、新たな中間処理体制に向けた検討」となっているが、これらの取組のうち特に住民の取組に係る

(1) 生ごみ減量化及び生ごみの資源化の推進

(2) 使用済みプラスチック類削減の推進

(3) 高齢者のゴミ出し支援制度の検討 について、市(広域連合含む)としてどのような取組を推進・検討しているのか問う。

答弁

* 答弁を受けて *

(2) 倉吉市及び中部地区の取組

生活系ごみ(家庭)ごみの約85%をしめる可燃ごみ、そのうち、生ごみは4割でそのうち8割は水分である。中間処理施設への負担も大きく、水分を減量したり、コンポスト化(肥料)することがごみ減量に関しても有効である。また、国では2022年4月からプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチックを資源として循環させる取組(3R:リデュース、リユース、リサイクル+リニューアブル)が始まっている。琴浦町では可燃ごみとして出している生ごみやプラスチックごみを分別して回収する実証実験を本年度実施した。

問い⑥

①倉吉市では、このような取組を参考にして取り組んでいることはあるか。

②生ごみの減量化や活用のため、生ごみ処理機購入助成金制度を行っている県内自治体(米子市、湯梨浜町、三朝町など)がある。(9月議会でも取り上げられた議員も有り)よい取組だと考えるが、倉吉市では導入しないのか問う。

答弁

* 答弁を受けて *

3 介護保険と認知症(初期段階)について

(1) 介護保険利用開始に至るまで

高齢化が進む社会では、介護の問題や認知症対策は避けて通れない課題となっている。今回は、このことについて主に初期段階での市（一部広域行政）の取組や介護保険利用の流れについて問う。

問⑦

- ①介護予防や生活の質向上につなげ健康寿命を延ばすことが大切。最近ではフレイル予防も言われ鳥取県では2月を「フレイル予防月間」と定めている。倉吉市における介護予防・フレイル予防の取組について問う。
- ②介護保険サービスを利用するにあたっては、本人や家族などの相談からスタートとなるが一人一人の状況や環境は千差万別。介護保険サービスを受けるにあたっての一般的な流れ・留意点について簡単に教えてほしい。

答弁

* 答弁を受けて *

(2) 認知症対策 等

2025年には推計675万人が認知症になると推計され、共生社会の実現の推進のため認知症基本法も制定された。特に予防・初期段階の対応や取組について問う。

問⑦

- ①今年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定された。この法律の中で「地方公共団体の責務として、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。さらに、「市町村は実情の即した認知症施策推進計画を作成するよう努めなければならない。」としている。認知症基本法によって倉吉における認知症の取組にどのような影響があるのかを問う。
- ②認知症発症前や初期（発症はあっても日常生活は自立）段階における、本人の気づき、家族や地域のよりよい関わりについて教えてほしい。

答弁

* 答弁を受けて *

本人の様子の特徴 家族の関わり方
地域の関わり（福祉推進員、福祉協力員、サロン 他）